

2021年4月9日

受益者の皆さまへ

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド (為替ヘッジあり) / (為替ヘッジなし) 繰上償還(予定)に関するお知らせ

このたび弊社では以下の投資信託につきまして、信託約款の規定に従い、下記のとおり繰上償還を予定しておりますので、お知らせいたします。

1. 対象となるファンドの名称

三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド(為替ヘッジあり)
三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド(為替ヘッジなし)

2. 繰上償還予定日

2021年6月8日

3. 繰上償還の理由

各ファンドはそれぞれ信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続していることから、運用の基本方針に従った運用を続けることが困難となっています。そのため、信託期間中ではありますが運用を終了させ、お預かりした資産をお返しすることが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い繰上償還(投資信託契約の解約)するものです。

4. 書面決議

繰上償還にあたっては、2021年4月12日現在の受益者を対象に、2021年5月25日に書面決議を行います。

2021年4月12日現在の受益者の方には2021年4月13日より「議決権行使書面」等を販売会社よりお送りしますので、2021年5月24日(必着)までに、賛成または反

対される旨および必要事項をご記入のうえ、弊社までお送りください。
書面決議において、議決権を行使することのできる受益者の議決権の3分の2以上にあたる賛成をもって可決された場合、繰上償還を実施します。

以上